

2022年1月1日以降に
 満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、2022年1月に自動車保険の改定を実施しました。

主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

1 人身傷害車外事故特約の補償拡大および特約名称の変更



- お支払いの対象となる事故を「自動車事故」から「交通乗用具事故」に拡大し、特約名称を「人身傷害交通乗用具事故特約」に変更します。

- 次のいずれかに該当する、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合の損害に対して、保険金をお支払いするよう改定します。

①交通乗用具の運行に起因する事故

②交通乗用具の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または交通乗用具の落下。ただし、被保険者がその交通乗用具の正規の乗車装置または装置のある室内に搭乗中である場合に限ります。

(注)交通乗用具とは、自動車、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のある歩行補助車に限ります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。

なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。

〈補償対象となる事故の範囲〉



歩行中に自転車にぶつけられてケガをしました。

自転車を運転中に転倒し、ケガをしてしまった。

	改定前	改定後
	人身傷害車外事故特約	人身傷害交通乗用具事故特約
自動車	○	○
自動車以外(自転車、電車等)	×	○

2 車対車事故・限定危険特約および車両限定危険特約の補償拡大



- 車対車事故・限定危険特約のお支払いの対象となる事故に次の事故を追加します。

これらの事故はいずれも3等級ダウン事故とします。

- あて逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故
- 契約自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突または接触事故
- 動物との衝突または接触事故



- 車両限定危険特約の補償対象に「動物との衝突または接触事故」を追加します。

〈補償対象となる事故の範囲〉

	他の自動車との衝突		盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	いたずら物の飛来・落下など	動物との衝突または接触事故	あて逃げ	電柱や自転車との衝突
	契約自動車の所有者が所有する他の自動車	左記以外の自動車							
車対車・限定危険※1	×	○	○ ^{※3}	○	○	○	×	×	×
	○	○	○ ^{※3}	○	○	○	○	○	○
限定危険※2	×	×	○ ^{※3}	○	○	○	×	×	×
	×	×	○ ^{※3}	○	○	○	○	×	×

※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。

※2 「車両限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。

※3 契約自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合、または「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

3 無過失事故の特則におけるノーカウント事故の拡大

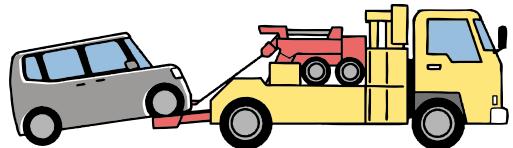


- 次契約の等級および事故有効期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う無過失事故の特則の対象に、次の事故により保険金を支払う場合を追加(ノーカウント事故を拡大)します。
なお、1等級ダウン事故に該当する車両保険事故は、引き続き1等級ダウン事故とします。
 - ①自動運転車の自動運転中に生じた事故※で保険金を支払うとき(保険金の種類は問いません。)
 - ②契約自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつ契約自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合で、車両保険以外の保険金を支払うとき
 - ③被害事故等で本特則を適用して車両保険を支払う場合で、「車両新価特約」「車両全損修理時特約」「全損時諸費用再取得時倍額特約」により車両保険金額を上回る保険金を支払うとき
- ※道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、契約自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

4 ロードアシスタンス特約の改定



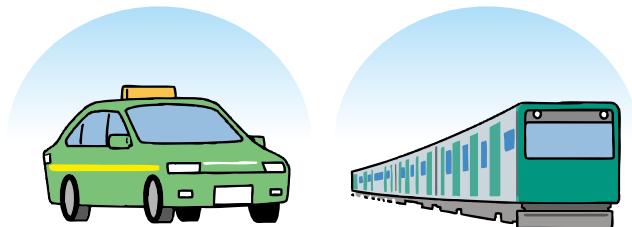
- 契約自動車が次のいずれかに該当する場合は、その場での充電・燃料補給が困難であることから、充電または燃料補給が可能な場所までのレンタカーけん引費用をロードアシスタンス特約の対象としてお支払いできるよう改定します。これにより、ロードアシスタンスデスクへの事前連絡ができず、ご自身で運搬の手配をされた場合でも、保険金をご請求いただけるようになります。
また、代車等諸費用特約の宿泊費用、移動費用のお支払いが可能となります。
- ①電気自動車
- ②燃料電池自動車、圧縮天然ガス自動車、液化石油ガス自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車



5 代車等諸費用特約の改定



- 代車費用における「代替の交通手段としてタクシー、バスまたは電車等を利用するため要した費用」については、台風、竜巻、洪水、高潮その他異常な自然現象の影響によりレンタカーを借りられない場合等に限って支払対象としていました。これを、被保険者が事前に損保ジャパンに通知し損保ジャパンが認めた場合は、自然災害の有無にかかわらず対象とするよう改定します。



6 弁護士費用特約の改定



- 弁護士費用特約(自動車事故限定型)および弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)において、「精神的損害のみによる被害が対象外となること」とおよび「損害賠償に該当する詐取は対象となること」を明確化します。
また、免責条項の一部を改定します。



7 その他の改定

- 各項目の詳細および下表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

改定項目	概要
(1)走行特性割引の改定(保険料算出に関する特約(運転特性反映型)の付帯条件等の改定) THE クルマの保険 SGP	走行特性割引の適用のために付帯する「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」の付帯条件に一部のコネクティッドカーを追加します。損保ジャパンが指定する車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにお客さまが同意している場合、任意で「保険料の算出に関する特約(運転特性反映型)」を付帯することができます。対象のコネクティッドカーについては、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。なお、この取扱いを適用したご契約には「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」を付帯することはできませんのでご注意ください。
(2)基本条項「契約自動車の入替」規定および運転者範囲変更漏れサポート特約の改定 THE クルマの保険 SGP	・「契約自動車の入替における自動補償」について、一定の条件を満たす場合の補償対象を拡大します。 ・「運転者範囲変更漏れサポート特約」について、一定の条件を満たす場合の救済対象を拡大します。
(3)対人賠償責任条項および対物賠償責任条項「当会社による解決」規定の明確化 THE クルマの保険 SGP ドライバー保険	・各賠償責任条項に定める示談代行を行う条件として「被保険者が事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合」を規定していますが、「被保険者が損保ジャパンと解決条件について合意している場合」を明記します。なお、改定前後で事故時のお客さま対応に変更はありません。 ・「個人賠償責任特約」についても同様に明記します。

8 全体的な保険料水準について



- 近年の保険金のお支払い状況を踏まえ、平均的な保険料水準を引き下げます。

ただし、ご契約条件によっては保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

損保ジャパンは2020年1月および2021年1月にも自動車保険の改定を実施しました。改定内容をご確認いただく際は右記の二次元コードを読み取り、損保ジャパンウェブサイトからご確認くださいますようお願い申し上げます。



環境保護と地域に貢献する「Web証券」「Web約款」を是非ご利用ください!

損保ジャパンでは、自動車保険の保険証券(または保険契約継続証)やご契約のしおり(約款)を公式ウェブサイトでご覧いただけます。「Web証券」「Web約款」※1をご用意しています。これにより削減された費用を活用し、全国各地で「いきものが住みやすい環境づくり」を行うSAVE JAPANプロジェクトをはじめとした

地域貢献プロジェクト※2の活動に取り組んでいます。これらのプロジェクトは、2015年に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)※3」の達成にも貢献するものです。

※1 「Web約款」のみご選択いただいた場合、保険料の割引はありません。

※2 地域貢献プロジェクトの詳細は、右記URLからご確認いただけます。 <https://www.sompo-japan.co.jp/csr/environment/eco/>

※3 SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2015年9月に国連加盟193か国が、2030年に向けて採択した目標であり、持続可能な世界を目指し、貧困、食糧、健康、気候変動など17の地球規模の課題解決に向けた目標です。



おすすめする理由



いつでもどこでも確認できます。

- Web約款は右記URLまたは二次元コードからいつでもご確認いただけます。冊子を探す手間もなく、保管の必要もありません。
- Web証券をお選びいただいたお客様は、現在のご契約内容を損保ジャパン公式ウェブサイトから※、24時間365日ご確認いただけます。

Web約款の確認はコチラ



パソコンの方

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/webyakkan/>



スマートフォンの方



Web証券割引が適用されます。

- 保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただく場合は「Web証券割引」として保険料を割り引きます。

ご注意

1. ご契約者が個人かつ、ノンフリート契約の場合に限ります。
2. ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。
3. ご契約の内容によっては、割引額が異なる場合や割引が適用できない場合があります。
4. 保険期間の初日において9台以下の自動車を明細書を用いて締結した保険契約の場合は、それぞれの明細においてこの割引を適用します。

1年契約(保険料一括払)を
ご契約された場合
**年間240円
となります。**

※「契約内容確認はがき」に記載の専用サイトまたは公式ウェブサイト上のマイページからご確認いただけます。「契約内容確認はがき」はWeb証券を選択したお客様に送付します。

Web証券の確認はコチラ

専用サイト



パソコンの方 <https://sjweb.jp/sj>



スマートフォンの方

マイページ



パソコンの方 <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>



スマートフォンの方



★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したもので、詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社 総合保険トラストワン

〒270-0031 千葉県松戸市横須賀2-3-14
TEL:047-309-3322 FAX:047-309-3123